

京都市上下水道局告示第68号

公印の名称及び用途を次のように変更します。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

旧		新	
名称	用途	名称	用途
東山営業所専用管理者公印	東山営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	東部営業所専用管理者公印	東部営業所所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)